

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>四万十市は健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	なし

評価実施機関名
四万十市長

公表日
平成29年6月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	四万十市が予防接種法(昭和23年法律第68号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図り、あわせて国民の健康維持と現代病予防を目的として行う事務。 ①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務 ③健康増進法による健康増進事業に関する事務 ④情報照会・提供事務 (1)情報提供 母子保健法による妊娠の届出に関する情報を他団体へ提供する事務。 (2)情報照会 地方税関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務。
③システムの名称	健康管理システム(母子保健)(予防接種)(住民健診)(特定健診)(特定保健指導)
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル、予防接種ファイル、住民健診ファイル、特定健診ファイル、特定保健指導ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条(利用の範囲) 別表第一 項目の10、49及び76
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)  (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項)  (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」が含まれる項(18の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健介護課
②所属長	保健介護課長 成子博文
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号787-8501 四万十市役所 保健介護課 健康増進係・地域保健係 住所:高知県四万十市大橋通4丁目10番地 電話:0880-34-1115・0880-34-1823 ファクス:0880-34-0567 E-mail: zousin@city.shimanto.lg.jp eisei@city.shimanto.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号787-8501 四万十市役所 保健介護課 健康増進係・地域保健係 住所:高知県四万十市大橋通4丁目10番地 電話:0880-34-1115・0880-34-1823 ファクス:0880-34-0567 E-mail: zousin@city.shimanto.lg.jp eisei@city.shimanto.lg.jp

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年6月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年6月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

